平成２４年（フ）第１２４７号
名古屋市守山区村前町179番地　ティファニープレイス301号
債務者　須賀　真一
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　光広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２０号
名古屋市港区津金２丁目５番28号　ベルメゾン伊藤２－Ｂ号
債務者　中島　由賀（旧姓赤石）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７７号
京都市山科区西野大鳥井町38番地15
債務者　松田　　稔
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐竹　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
岐阜県安八郡神戸町大字北一色248番地の２
債務者　髙瀬　美鶴
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１５１８号
埼玉県幸手市中５丁目15番１号
債務者　加藤　光弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１９号
埼玉県幸手市中５丁目15番１号
債務者　加藤かほる
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８１号
埼玉県蕨市南町２丁目13番11号　アドバンスⅢ105号
債務者　吉田　修造
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８８号
佐賀県佐賀市神野西２丁目５番11号、従前の住所名古屋市中川区中郷３丁目73―Ａ102
債務者　伊藤　木綿
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６３号
愛知県岡崎市滝町字丸根115番地、旧住所愛知県岡崎市赤渋町字寺前15番地４
債務者　宇野　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１９４号
堺市南区竹城台２丁１番23―104号
債務者　藤原　勝俊
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５０号
兵庫県芦屋市竹園町４番17号
債務者　中村幸次郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７０号
山形県村山市大字本飯田1250番地
債務者　仲野　善勝
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
山形市鈴川町３丁目18番51―244号　県営第２アパート２
債務者　大泉　幸美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１８号
愛知県豊田市水源町１丁目24―17　武田マンション３－１、住民票上の住所愛知県安城市今本町１丁目10番25号
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字梨田川８番地11ハイツＫ１－Ａ号室
債務者　藤舘美江子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１５１２号
埼玉県上尾市泉台３丁目22番地７　パークヒルズⅠ―201
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２８号
埼玉県戸田市笹目５丁目９番地の38
債務者　西留登貴子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係